**Ⅳ　景観形成に関するこれまでの取組み**

**１　大阪府景観条例・景観法に基づく取組み**

○平成10年に大阪府景観条例を策定し、全国的にも早い段階から景観行政に取り組んできています。

○景観法制定以降は、大阪の景観特性を踏まえて広域的な観点から「大阪府景観計画」を策定し、大阪の景観を特徴づける軸（道路軸、河川軸、山並み・緑地軸、湾岸軸、歴史軸）を、景観計画区域として指定し、大規模建築物等の届出による良好な景観の形成に努めてきました。

○今後も良好な景観形成や、賑わいや魅力ある都市空間を創造していくため、引き続き景観法・景観条例を活用した取組みを進める必要があります。

**２　市町村の支援に関する取組み**

○平成８年に大阪府及び市町村で構成する「大阪府景観形成誘導推進協議会（旧名称：大阪府建築美観誘導推進協議会）」を設置し、景観行政に関する規制や事業方針の立案等に関し、相互の理解と把握及び協力、調整を行うための情報交換、協議等を行ってきました。

○16の市町（平成29年度時点）が景観行政団体となり、地域に根差した景観形成が図られるようになった一方で、景観行政団体への移行ができていない市町村もあり、取組みに差が生じてきています。

○広域的な観点から景観形成を促進するためにも、協議会の活動を更に活性化し、市町村と連携して取組みを進める必要があります。

**３　公共事業に関する取組み**

○公共事業が地域の景観づくりの手本となるよう平成1１年に「大阪府公共事業景観形成指針」を策定（改正：平成20年）し、良好な景観形成に努めてきましたが、大阪府では、景観に寄与するものかどうかを判断するＰＤＣＡ（Plan-Do-Check-Action）サイクルが確立されておらず、公共事業を景観面で評価する仕組みを検討する必要があります。

**４　屋外広告物規制との連携による取組み**

○景観行政と屋外広告物規制との連携を図るため、平成23年に景観計画区域内で規制を実施しました。

○地域における公共的な取組みに資するため、平成27年には公共施設にかかる規制緩和を実施しました。

○平成28年からは百舌鳥・古市古墳群周辺地域の景観形成を図るため、規制強化を実施しました。

○今後も景観施策等と連携しながら取組みを進める必要があります。

**５　公民協働の景観まちづくりの取組み**

８

○景観上優れた建築物やまちなみを表彰する大阪都市景観建築賞（愛称「大阪まちなみ賞」）の実施により、事業者や府民等の都市景観への意識の高揚に努めてきました。

○府民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを進めるため、平成６年に「大阪美しい景観づくり推進会議」を設置し、美しい景観づくりの府民運動として展開してきました。

○府民の景観まちづくりへの関心や意識の向上が見られ、地域が主体となって景観資源を活かしたまちづくりの取組みの事例が広がりつつあります。

○今後も地域主体の景観まちづくりを進めるために、推進会議の活動などを通じて、良好な景観と住みよい環境を形成するルールづくりやまちづくりのための担い手の育成などの取組みを進める必要があります。

10

９

**■ 大阪府における景観行政の歩み**

|  |  |
| --- | --- |
| 年 | 景観行政にかかる主な動き |
| 昭　和 | 56 | （1981） | 『大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）』を発足 |
| 61 | （1986） | 『大阪府建築美観誘導検討委員会』を設置、建築美観誘導の考え方や基準について提言を受ける |
| 62 | （1987） | 『大阪府建築美観誘導推進協議会』（府・市町村会議）を設置、検討委員会の提言をもとに協議 |
| 平　成 | 4 | （1992） | 『美しい景観づくり府民会議』を設置、府の景観づくりの目標像などについて知事への提言検討『美しい景観づくり連絡調整会議』（庁内会議）を設置 |
| 5 | （1993） | 府民会議より『美しい世界都市大阪の実現に向けて』の提言を受ける |
| 6 | （1994） | 府民会議の提言を受け、景観づくり活動を府民運動として展開するため『大阪美しい景観づくり推進会議』を設置 |
| 7 | （1995） | 府民会議の提言を受け、**『大阪府都市景観ビジョン』を策定** |
| 8 | （1996） | 『大阪府建築美観誘導推進協議会』（府・市町村会議）を『大阪府景観形成誘導推進協議会』に改称 |
| 10 | （1998） | **『大阪府景観条例』を制定** |
| 11 | （1999） | **『大阪府景観形成基本方針』、『大阪府公共事業景観形成方針』**を策定 |
| 12 | （2000） | 大阪府景観条例に基づく景観形成地域を指定（中央環状線・国道423号 ・308号・26号）『大阪府公共事業景観形成指針ガイドライン』を策定 |
| 13 | （2001） | 景観形成地域を指定（外環状線） |
| 14 | （2002） | 景観形成地域を指定（国道171号） |
| 15 | （2003） | 景観形成地域を指定（淀川） |
| 16 | （2004） | **景観法が制定される** |
| 20 | （2008） | 『大阪府景観条例』を改正『大阪府景観形成基本方針』、『大阪府公共事業景観形成指針』を改正**『大阪府景観計画』を策定** |
| 21 | （2009） | 大阪府景観計画を改訂「道路軸の追加」 |
| 22 | （2010） | 大阪府景観計画を改訂「河川軸、山並み・緑地軸の追加」 |
| 23 | （2011） | 大阪府景観計画を改訂「湾岸軸の追加」景観計画区域内での屋外広告物規制の実施 |
| 24 | （2012） | 大阪府景観計画を改訂「歴史軸の追加」 (枚方宿、山中宿を重点地区指定)**「グランドデザイン・大阪」を策定** |
| 27 | （2015） | 公共施設にかかる屋外広告物規制緩和の実施 |
| 28 | （2016） | **「グランドデザイン・大阪都市圏」を策定**百舌鳥・古市古墳群周辺地域の屋外広告物規制強化の実施 |
| ３０ | （2018） | **「都市景観ビジョン・大阪」を策定**11 |

10